

IAM(知的資産管理): 特許以上、商標を越え、IPよりさらに先へ。ウォーターマークが提供する新しい発想。

資格の証拠オーストラリアで特許を出願するには。

ウォーターマークは、オーストラリア、ニュージーランドそして太平洋諸島において、知的財産のあらゆる事柄に対する専門的なアドバイスと援助を提供しています。

必要な資格証拠

オーストラリア国内の特許出願人は、オーストラリアで出願できる資格か特許の所有権を証明しなくてはなりません。これは以下の2つの方法で行うことができます。

1. 発明者から特許出願人への権利の移転に関する要約詳細とともに資格通知書を提出すること、または
2. 特許協力条約の規則第4条第17項の規定に基づく申立てを提出すること。

譲渡とその他の方法による所有権移転の詳細

ウォーターマークは、必要な場合、資格通知書を提出します。発明者から出願人への譲渡あるいは所有権のその他の方法による移転の詳細について提供してください。譲渡証明書のコピーも当事務所の記録のために必要です。

優先権を主張する権利の証拠

さらに、資格通知書は、出願人の優先権を主張する権利を証明するものでなければなりません。発明者から出願人への譲渡あるいはその他の方法による移転の詳細があることで、この権利の要件を満たすことができます。

メルボルン

T +613 9819 1664

F +613 9819 6010

シドニー

T +612 9888 6600

F +612 9888 7600

パース

T +618 9325 1900

F +618 9325 4463

E mail@watermark.com.au

www.watermark.com.au

資格

